

平成30年第1回臨時会

天栄村議会会議録

平成30年1月30日 開会

平成30年1月30日 閉会

天栄村議会

平成30年第1回天栄村議会臨時会会議録目次

第1号（1月30日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集挨拶	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
閉会の宣告	15

第 1 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

平成30年第1回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

平成30年1月30日（火曜日）午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集挨拶
日程第 4 議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第4号 平成29年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 8 議案第5号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 9 議案第6号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
日程第10 議案第7号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀	溪 仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	9番	後 藤	修 君
10番	廣 瀬	和 吉 君			

欠席議員（1名）

8番 熊 田 喜 八 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 添 田 勝 幸 君 副 村 長 森 茂 君
参 事 兼 清 淨 精 司 君 住 民 福 祉 熊 田 典 子 君
総 務 課 長 建設 課 長 内 山 晴 路 君

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 伊 藤 栄 一 書 記 星 千 尋
議 会 事 務 局 長
書 記 大 須 賀 久 美

◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 本日は公私ともにご多忙のところ、平成30年第1回天栄村議会臨時会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成30年第1回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

8番、熊田喜八君より、けがの治療のため欠席の届けがありました。

これより平成30年第1回天栄村議会臨時会を開会いたします。

(午後 1時30分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

9番 後藤 修 君

1番 北 畠 正 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） こんにちは。

会期の報告。本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午後1時より議会運営委員会を開催いたし、平成30年天栄村議会第1回臨時会の会期

について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日1月30日1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

◎村長議会招集挨拶

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、ここで、村長より平成30年第1回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 本日、ここに平成30年天栄村議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は7議案をご提案いたしましてご審議を願うものでありますが、その大要をご説明申し上げます。

議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いずれも人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に基づき、期末勤勉手当等の支給率を改正するため、所要の改正を行うものであります。

議案第4号 平成29年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算のうち、歳出予算を補正するものであります。

議案第5号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、診療施設勘定において歳入歳出予算のうち、歳出予算を補正するものであります。

議案第6号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,207万2,000円とするものであります。

議案第7号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、収入、支出、予算の総額にそれぞれ5万9,000円を追加補正するものであります。

す。

以上提案いたしますので、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶いたします。

平成30年1月30日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の挨拶を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年1月30日提出、天栄村長、添田勝幸。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和52年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

7項、平成29年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」を「100分の170」とする。

附則。

（施行期日）

1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第7項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2項、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由をご説明いたします。

お手元にお配りしております議案説明資料の1ページをお開きください。

新旧対照表の下の段が現行、上が改正案です。

ここで、第5条の期末手当の率を改正するものでございます。一般職国家公務員の給与改定に準じて、特別職においても、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことを受け、議会議員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の155から100分の157.5へ、12月期の支給割合を100分の165から100分の167.5へ改定し、年間で0.05月分の引き上げを行い、年間支給割合を3.25月分にするものであります。

なお、平成29年12月期に支給する期末手当につきましては、100分の165を100分の170とし、0.05月分の引き上げを行うものであります。

ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 3ページをお願いいたします。

議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年1月30日提出、天栄村長、添田勝幸。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和31年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

11項、平成29年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」を「100分の170」とする。

附則。

（施行期日）

1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の村長等の給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第11項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2項、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元にお配りしております議案説明資料の2ページをご覧ください。

ここで、第3条の期末手当の率を改正するものでございます。

ただいまご議決をいただきました議案第1号と同様、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、特別職においても、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことを受け、村長等の期末手当についても引き上げを行うものでございます。

よろしくご審議願います。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり決することに決定いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 5ページをお願いいたします。

議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年1月30日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「4万3,400円」を「4万6,300円」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の85」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の42.5」に改める。

附則第15項中「100分の0.765」を「100分の0.81」に、「100分の85」を「100分の90」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

7ページから9ページにつきましては別表第1でございます。改正後の行政職の給料表でございます。

10ページから12ページが別表第2、医療職の改正後の給料表でございます。

13ページをお願いいたします。

附則。

（施行期日等）

1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第2項第2号の改正規定は、

平成30年4月1日から施行する。

2項、この条例（別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は平成29年4月1日から、この条例（第19条第2項第1号及び第2号の改正規定並びに附則第15項の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は同年12月1日からそれぞれ適用する。

（給与の内払）

3項、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成29年12月期に支給する勤勉手当の特例）

4項、職員の給与に関する条例第19条第1項の規定に基づいて、職員が平成29年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の条例第19条第2項第1号の規定の適用については同号中「100分の90」とあるのは「100分の95」とし、同項第2号の規定の適用については同号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とし、改正後の条例附則第15項の規定の適用については同項中「100分の0.81」とあるのは「100分の0.855」と、「100分の90」とあるのは「100分の95」とする。

（村長への委任）

5項、前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

提案理由をご説明いたします。

お手元にお配りしております議案説明資料3ページをお開き願います。

国家公務員に対する人事院勧告、そして県職員に対する県人事委員会勧告の内容を受けて、村職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主なものは3点でございます。

1点目は、第11条第2項、通勤手当の限度額の改正です。最近のガソリン価格の変動により、自動車を使用して通勤する職員に支給する通勤手当の上限を、4万3,400円から4万6,300円に改め、平成30年4月1日から施行するものです。なお、この4万6,300円は片道の通勤距離が80キロメートル以上の場合であり、例として8キロメートル以上10キロメートル未満の場合は、月額6,000円となります。

2点目は、第19条第2項、勤勉手当の支給割合の変更です。一般職員の場合、支給割合を100分の85から100分の90へ改定し、年間で0.1月分の引き上げを行い、年間支給割合を1.8月分にするものであります。

なお、平成29年12月期に支給する勤勉手当につきましては、「100分の90」を「100分の95」

とし、0.1月分の引き上げを行うものであります。

3点目は、給料表の改正で、行政職の場合、1級から4級までの若年層が引き上げの対象となります。1級の主事で月額1,000円、2級の副主査で800円から1,000円、3級の主査、主任主査で200円から600円の引き上げとなります。

引き上げの時期は、附則第2項によりまして、昨年4月にさかのぼっての適用となります。審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり決することに決定いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第4号 平成29年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 15ページをお願いいたします。

議案第4号 平成29年度天栄村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成29年度天栄村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額53億2,408万5,000円のうちで、歳出を補正する。

平成30年1月30日提出、天栄村長、添田勝幸。

18ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

ただいま議案第1号、2号、3号でご議決をいただきました条例の改正分を補正予算として計上したものでございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額15万4,000円。給料、職員手当等の補正で
ございます。

以下、19ページ、20ページ、21ページ、22ページ、23ページ、各目におきまして人件費分
の補正を行うものでございます。

23ページをお開き願います。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額191万7,000円の減。この予備費をもちまし
て他の科目の歳出のほうに充てるものでございます。

以上でございます。

ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第5号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正
予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第5号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 診療施設勘定の歳入歳出予算の総額4,948万4,000円のうちで、歳出を補正する。
平成30年1月30日提出、天栄村長、添田勝幸。

26ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

こちら、先ほどご議決いただきました職員の給与に関する条例の一部改正に伴う補正となります。

以上でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第6号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第6号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,207万2,000円とする。

平成30年1月30日提出、天栄村長、添田勝幸。

29ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

こちらの歳入歳出につきましては、先ほどご議決をいただきました議案第3号の条例改正に伴うものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第7号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

[建設課長 内山晴路君登壇]

○建設課長（内山晴路君） 議案第7号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 平成29年度天栄村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、補正予算額5万9,000円。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額5万9,000円。

平成30年1月30日提出、天栄村長、添田勝幸。

32ページをお願いいたします。

平成29年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

こちらにつきましても、先ほどご議決いただきました議案第3号の条例改正に伴うものでございます。

説明については以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎閉会の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） 申し上げます。

平成30年1月30日招集の平成30年第1回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は全て終了いたしました。

これにて平成30年第1回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 2時01分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 3月20日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 後 藤 修

署 名 議 員 北 畠 正

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1月30日	原案可決
2号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1月30日	原案可決
3号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1月30日	原案可決
4号	平成29年度天栄村一般会計補正予算について	1月30日	原案可決
5号	平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	1月30日	原案可決
6号	平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	1月30日	原案可決
7号	平成29年度天栄村水道事業会計補正予算について	1月30日	原案可決